

平成 8 年 3 月 5 日
7 川都地第 740 号市長決裁
平成 10 年 9 月 1 日全部改正
平成 17 年 10 月 1 日全部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正

川崎市住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、「住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成 17 年 3 月 23 日国住市第 483 号国土交通省住宅局長通知。以下「制度要綱」という。))に基づき、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ、職住近接型の良質な市街地住宅等を建設する者に対し、川崎市がこれに要する費用の一部を補助するにあたり、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成 13 年 3 月 21 日川崎市規則第 7 号。以下「規則」という。)等関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱で定める補助金の交付対象事業は、「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」(平成 17 年 3 月 23 日国住市第 485 号国土交通省住宅局長通知。以下「補助要綱」という。)第 3 に掲げるもののうち次の各号に定めるもので、かつ、市長が別に定める住宅市街地総合整備事業補助採択基準に適合する事業とする。

- (1) 事業計画作成
- (2) 共同施設整備等
- (3) 公共空間整備
- (4) 駅施設整備
- (5) 居住環境形成施設整備事業

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で、前条に掲げる補助対象事業に要する費用の 1/3、ただし、神奈川県による補助金の交付対象とならないものについては、2/3 の額を限度とする。

(事業計画の同意)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ、

市長が定める整備計画に適合した事業計画を作成し、事業計画同意申請書(第1号様式)に、関係書類を添えて市長に申請し、同意を受けなければならない。

(事業計画の同意通知等)

第5条 市長は、前条の同意申請を受領した場合、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業計画同意通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の事業計画の同意を行うにあたり、必要があるときは当該事業計画の内容について条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、補助要綱に定められた図書を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書が提出された場合、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助事業者等による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業者等が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

2 その他市長が必要と認める条件

(申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付申請をした者は、第7条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に申請の取り下げをするこ

とができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付の請求)

- 第 10 条 補助事業者は、第 7 条の規定により通知を受けた後、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第 11 条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助の対象となる事業の完了後 5 箇年間保存しなければならない。

(事業内容の変更等)

- 第 12 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、速やかに市長に対し、事業内容変更承認申請書(第 6 号様式)により申請しなければならない。

(1) 経費の配分を変更する場合

(2) 補助金の交付の決定に係る年度における予定事業の内容を変更する場合

(3) 補助金の交付の決定に係る年度における予定事業の全部又は一部を中止若しくは廃止する場合

(4) その他補助金の交付の決定の判断の要素となるべき事項に関して変動を生じる場合

- 2 補助事業者は、交付決定に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更報告書(第 6 号 2 様式)により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは事業内容変更承認通知書(第 7 号様式)により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、第 1 項に係る事業内容の変更が補助金の額に変更を生じるときは、補助金交付変更申請書(第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書(第 9 号様式)により、補助事業者に通知するものとする。
- 6 第 8 条、第 9 条、及び第 11 条の規定は、前項の規定による補助事業者に通知する場合において準用する。

(状況報告)

- 第 13 条 補助事業者は、事業の遂行状況に関し、次に掲げる書類を当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる報告書については、補助事業者に代わり、予め届出のあった監督員が提出することができる。

- (1) 着手届(第 10 号様式)当該事業着手後 10 日以内
- (2) 遂行状況報告書(第 11 号様式)毎月ごとに当該期間経過後 10 日以内
- 2 市長は、前項によりがたい事由のあると認めるときは、事業の遂行状況の報告に関し、別途指示するものとする。
- 3 市長は、第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関し報告を求め又は調査することができるものとし、補助事業者はこれに協力しなければならない

(事業の遂行等の命令)

第 14 条 市長は、規則第 10 条に基づく指示に補助事業者等が従わないときは、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告等)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む)は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 実績報告書(第 12 号様式)
- (2) 発注実績報告書(第 13 号様式)
- (3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第 14 号様式)
- 2 前項第 2 号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1 件の金額が 1,000,000 円を超える支出となる案件について記載するものとし、第 8 条第 1 項第 1 号の規定により市内中小企業者による入札、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第 15 号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の 4 月 1 日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第 1 項第 3 号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第 8 条第 1 項第 1 号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 5 補助事業者は、補助金に係る事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付に係る会計年度が終了したときに年度終了実績報告書(第 16 号様式)を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 6 市長は、第 1 項及び第 5 項の報告を受けたときは検査を行い、完了・年度終了検査調書(第 17 号様式)を作成するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(第 18 号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(暴力団排除)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)
- (2) 暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(書類の様式等)

第 18 条 補助金に係る書類の様式は、別記のとおりとし、その他定めのないものについては、補助要綱に準ずるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
(川崎市住宅市街地整備総合支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 川崎市住宅市街地整備総合支援事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に実施中の旧要綱に基づく事業は、この要綱で定める川崎市住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱で定める事業であるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。